

〈一般財団法人青森県教職員互助会とは？〉

1. 設立の目的・沿革

会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、青森県民の教育・文化の活動を支援することにより、青森県の教育・文化の振興発展に寄与することを目的に設立されました。

昭和39年	4月	1日	任意団体として設立
昭和40年	4月	1日	青森県職員の互助団体に関する条例（青森県条例第33号）に基づく互助団体として承認
昭和61年	11月	1日	財団法人に改組
平成25年	4月	1日	一般財団法人へ移行

2. 会員の資格

(1) 加入資格

互助会の加入資格は、次のとおりです。

- ① 公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員（任意継続組合員を除く。）
- ② 一般財団法人青森県教職員互助会の事務局職員
- ③ 理事会が承認した者

(2) 資格の喪失

次のときに、会員の資格を喪失します。

- ・ 退職又は死亡したとき
- ・ 公立学校共済組合青森支部の組合員資格を喪失したとき
(後期高齢者医療制度に該当した時や、再任用短時間勤務職員になった時)
- ・ 自己都合によりやむを得ず退会を申し出、理事長の承認を得たとき
(自己都合により退会する場合は、退会届の提出が必要となります。)

3. 事業

互助会では、次の事業を行っています。

(1) 給付事業

医療費補助金、死亡弔慰金、災害見舞金、結婚祝金、出産祝金・見舞金、退職慰労金、リフレッシュ助成金、遺児給付金

(2) 厚生事業

カフェテリアプラン

(3) 教育・文化事業

図書館図書贈呈、芸術文化奨励、学校図書贈呈、教育振興事業補助、校内教育支援センター設置支援事業

4. 財源及び掛金

互助会は、会員の掛金により運営しています。

掛金は、加入した日の属する月から退会した日の属する月まで控除します。

(日割計算は行いません。)

(1) 掛金の額

給料の月額(教職調整額を含む。) × 7 / 1,000 (円未満の端数切捨て)

毎月、給料から控除されます。(期末・勤勉手当からは控除しません。)

(2) 掛金の免除

育児休業期間中の会員及び無給休職中の会員(ただし、当該月の初日から末日まで休業・休職している場合に限る。)については、掛金の納付は免除されます。(申出書等の提出は不要。)

ただし、育児休業にかかる掛金の免除期間については、育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までとなります。

5. 運 営

事業を円滑に推進するため、執行機関として教育関係者11名で組織する理事会(理事長は県教育長)と、議決機関として教育関係者11名で組織する評議員会を設置しており、ほかに監事2名を置いています。

また、日常の業務は青森県教育庁職員福利課内で行っています。